

## 吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会 設置要領（案）

## （名 称）

1. この会議は、「吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画検討協議会」（以下「協議会」という）と称する。

## （目 的）

2. 協議会は、吉野熊野国立公園西大台地区に利用調整地区を指定し、その利用の適正化を図るに当たり、吉野熊野国立公園西大台地区利用適正化計画（以下「利用適正化計画」という）の策定及び変更について協議し、円滑な実施協力に向けた合意形成を図ることを目的とする。

## （検討事項）

3. 協議会は、次の事項を検討する。
  - （1）利用適正化計画案の策定及び変更に関する事項
  - （2）その他、検討協議会の目的を達成するために必要な事項

## （構 成）

4.
  - （1）協議会は、それぞれの役割に応じて利用適正化計画の実施に努めようとする者（関係行政機関、地域住民、関係団体、土地所有者、自然環境等に関する専門家・研究者、自然環境の保護・管理者、公園利用の管理・巡視実施者及び自然ふれあいプログラム実施者等）により構成する（別表参照）。
  - （2）近畿地方環境事務所長は、専門的な助言等を得るため、協議会に構成員以外の専門家や関係機関等の参画を求めることができる。
  - （3）協議会は、構成員の2分の1以上の出席をもって開催することとする。

## （構成員資格の喪失）

5. 構成員は、辞任、死亡、団体の解散及び解任によって、その資格を喪失する。

## （辞任及び解任）

6.
  - （1）構成員を辞任しようとする者は、事務局に書面をもって連絡しなければならない。
  - （2）近畿地方環境事務所長は、協議会の運営に著しい支障をきたすと判断した場合には、協議会の合意により構成員を解任することができる。

(会 長)

7. 協議会に会長をおき、構成員の互選により選出する。会長は協議会の議長を務めるとともに、会務を統括する。

(運営・事務局)

8. (1) 協議会の事務局は近畿地方環境事務所とし、協議会の運営に関する事務を行う。  
(2) その他運営に関して必要な事項は協議会で決定する。

(情報公開)

9. 協議会は公開で行う。ただし、貴重な動植物の保護、プライバシーの保護等、慎重な取り扱いを必要とする情報については、非公開とする。

(任期)

10. 構成員の任期は平成 18 年 3 月 31 日までとする。

(要領改正)

11. この要領は、構成員の発議により、協議会の会議に出席した構成員の合意を得て、改正することができる。

(附則)

12. この要領は平成 18 年 月 日から施行する。

西大台地区利用適正化計画検討協議会  
構成員一覧

別表

構 成 員	分 類
林野庁近畿中国森林管理局三重森林管理署	①関係行政機関(⑧⑨)
奈良県企画部観光交流局観光課	②都道府県
奈良県農林部森林保全課	②都道府県(⑥⑧⑨)
三重県環境森林部自然環境室	②都道府県
上北山村地域振興課	③市町村
川上村産業振興課	③市町村
大台町宮川総合支所産業室	③市町村
上北山村議会総合開発特別委員会	⑤関係団体
上北山村観光協会	⑤関係団体
上北山村漁業協同組合	⑤関係団体
上北山村区長会	⑤関係団体(④)
上北山村商工会	⑤関係団体
近畿日本鉄道(株)	⑤関係団体
(財)グリーンパーク川上	⑤関係団体
奈良県勤労者山岳連盟	⑤関係団体
奈良県山岳連盟	⑤関係団体
奈良県タクシー協会	⑤関係団体
奈良交通(株)	⑤関係団体
日本山岳会関西支部	⑤関係団体
吉野きたやま森林組合上北山支所	⑤関係団体
吉野熊野観光開発(株)	⑤関係団体
田垣内進一(神智教大台ヶ原大教会 教長)	⑦専門家・研究者(④)
田村義彦(大台ヶ原・大峰の自然を守る会 会長)	⑦専門家・研究者(⑧)
長嶋俊介(鹿児島大学多島園研究センター 教授)	⑦専門家・研究者
西田正憲(奈良県立大学 教授)	⑦専門家・研究者
村上興正(元京都大学 講師)	⑦専門家・研究者
横田岳人(龍谷大学 講師)	⑦専門家・研究者
山本勇三(大台ヶ原地区パークボランティア)	⑨公園利用の管理・巡視実施者
大杉谷自然学校	⑩自然ふれあいプログラム実施者
山岳ガイドクラブ 北山いこら	⑩自然ふれあいプログラム実施者(④)
特定非営利活動法人 森と人のネットワーク・奈良	⑩自然ふれあいプログラム実施者
ワーク21かみきたやま	⑩自然ふれあいプログラム実施者(④)

※利用適正化検討協議会は、以下の関係者により構成されます(国立公園における利用の適正化を図るための計画の作成について(平成16年1月14日環境省自然環境局長通知より))。

- ①関係行政機関、②都道府県、③市町村、④地域住民、⑤関係団体、⑥土地所有者、
- ⑦自然環境等に関する専門家・研究者、⑧自然環境の保護・管理者、
- ⑨公園利用の管理・巡視実施者、⑩自然ふれあいプログラム実施者、⑪指定認定機関 等